

所得の計算方法

※前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得について、夫婦合算のC（=A-B）が400万円未満となる方が対象です。

※市民税・県民税(所得・課税)証明書により夫婦それぞれ計算し合計してください。

マイナスになる場合は0円となります。

C 不妊治療ペア 検査助成事業 における 所得金額 （400万円未 満が対象）	=	下記の合計金額	A	-	下記の合計金額	B
		総所得金額			一律控除	8万 80,000
		退職所得金額			雑損控除	実額
		山林所得金額			医療費控除	実額
		土地等にかかる 事業所得等の金額			小規模企業共済等掛金 控除	実額
		長期譲渡所得の金額			障害者控除 (特別障害者控除)	27万 (40万)
		短期譲渡所得の金額			寡婦(夫)控除 (ひとり親控除)	27万 (35万)
		先物取引にかかる雑所得等 の金額			勤労学生控除	27万